

## お知らせ

### 固定資産税・都市計画税の納付

収税課

☎229-3135 📠229-3331

第2期の納付期限は、7月31日(金)です。忘れずに最寄りの金融機関または郵便局、コンビニから納めてください。口座振替を利用すると、納める手間や納め忘れがなく便利です。

今、手続きをすると第3期からの口座振替になります。

### 国民健康保険加入者の皆さんへ

保険医療助成課

☎229-3160 📠229-5001

#### ■70～74歳の人へ高齢受給者証を送付

国民健康保険に加入中で70～74歳の方の自己負担割合を示す「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は、毎年7月31日です。8月から新たに有効になる高齢受給者証を、7月下旬に送付します。医療機関を受診するときは、国民健康保険被保険者証と

併せて窓口で提示してください。

#### ■限度額適用認定証の申請を

国民健康保険の「限度額適用認定証」の有効期限は、毎年7月31日です。8月以降も継続して交付を希望する場合は、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)へ申請してください。なお、8月以降有効となる認定証の申請は、7月13日(月)から受け付けを開始しています。

#### 申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- 印鑑
- 旧限度額適用認定証

#### ■国民健康保険料の納付をお忘れなく

第1期(普通徴収)の納期限は7月31日(金)です。忘れずに最寄りの金融機関または郵便局、コンビニから納めてください。口座振替を利用すると、納める手間や納め忘れがなく便利です。また、納付が困難な場合は、保険医療助成課(☎229-3161)または各総合支所市民福祉課(市民

課)へご相談ください。

### ダムの放流による川の増水に注意

防災室

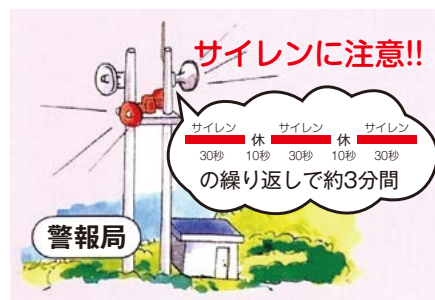
☎229-3104 📠223-6247

ダムから水を放流するときは、警報局や警報車からサイレンでお知らせします。急に水量が増えることがありますので、川の中に居ると危険です。また、ダム放流以外でも、大雨で増水することがあります。放流サイレンを聞いたときや、川の変化に気付いたときは、ただちに川から出てください。

#### ダムについて詳しくは

安濃ダム管理室 ☎265-4133

君ヶ野ダム管理室 ☎262-3248



## 住宅改修に伴う固定資産税の減額

### 問い合わせ 資産税課

☎229-3132 📠229-3331

住宅(賃貸住宅は除く)について次の改修を行った場合、改修が完了した日から3カ月以内に申告すると固定資産税が減額されます。

詳しい減額要件や申告の方法などは、お問い合わせください。

**減額期間** 翌年度1年間

工事の種類	減額必須要件	減額税額(※1)	工事内容
耐震改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>●昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること</li> <li>●建築基準法に基づく耐震改修工事が完了していること</li> <li>●一戸当たりの工事費用が50万円(※2)を超えていること</li> </ul>	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の2分の1	現行の耐震基準に適合する耐震改修工事
バリアフリー改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成19年1月1日以前から所在する住宅であること</li> <li>●平成19年4月1日から平成28年3月31日までの間に行われた改修工事であること</li> <li>●補助金等を除く工事費用の自己負担額が50万円(※2)を超えていること</li> <li>●65歳以上の人、要介護認定または要支援認定を受けている人、障がい者のいずれかが居住していること</li> </ul>	居住部分1戸当たり100㎡までの部分の固定資産税額の3分の1	通路・出入口の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化など
省エネ改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成20年1月1日以前から所在する住宅であること</li> <li>●平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に行われた改修工事であること</li> <li>●現行の省エネ基準に適合する工事であること</li> <li>●工事費用が50万円(※2)を超えていること</li> </ul>	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の3分の1	窓の断熱改修工事(必須)、窓の断熱改修工事と併せて行う床・天井・壁の断熱改修工事

※1 適用が受けられるのは、1戸につき1回限りです。なお、耐震改修とバリアフリー改修に伴う減額、または耐震改修と省エネ改修に伴う減額はそれぞれ重複して適用することはできません

※2 平成25年3月31日までに改修工事に係る契約が締結されている場合は、30万円